

令和3年12月1日

お客様各位

にいかわ信用金庫

融資契約終了後の契約書のお取扱いについて

平素より、にいかわ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、お借入れの際にお預かりしました契約書類については、当該お借入れの返済終了時には、お客様へ返却いたしておりましたが、令和4年1月4日（火）より、消費者ローン及び事業性証書貸付につきましては「融資契約終了のご案内」を発行させていただき、当該契約書類は当金庫にて10年間の保管期間経過後に責任を持って廃棄させていただく取扱いに変更となりますのでお知らせ致します。

つきましては、当該契約書類の返却を希望されるお客様におかれましては、お手数をおかけいたしますが、「融資契約終了のご案内」が届いてから3か月以内に、お取引店へご連絡をいただきますようお願い致します。

また、お借入れの返済終了となった融資取引において、不動産等の担保を差し入れていただいていた場合は、お取引店からご連絡させていただきますので、所定の手続きにご協力をお願い致します。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上